

函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に農業参入する団体（以下「農業参入団体」という。）に対し、農業振興地域における農業の担い手の育成および耕作されていない農地等の解消を図り、新たな雇用機会を創出することを目的として、農業法人参入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業 市内の農地（耕作の目的に供される土地をいう。）または農地以外の土地等（以下「農地等」という。）において農産物の生産を行う事業

(2) 農業参入 農業参入とは次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 農地等における農業の実施

イ 農業の実施に伴う農地等の取得、使用賃借権または賃借権の設定

ウ 農業の実施に伴う自社またはグループ会社の本社もしくは営業所等の市内設置

(3) 事業年度 農業参入団体が設定する会計期間

(4) 常時雇用者 農業参入団体が雇用する従業員のうち、農業またはその関連事業（出荷、加工、販売等を含む）に関する業務に原則事業年度内に150日（8時間程度／日）以上従事するものをいう。

(補助対象農業参入団体)

第3条 補助金の交付の対象となる農業参入団体は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 新たに市内に農業参入した法人または市内に住所を有する複数の農業者で新たに組織される法人であること

- (2) 市内に農地の権利を取得した日または市内に住所を有する複数の農業者で新たに組織される法人を設立した日の属する事業年度から5事業年度以内の法人であること
- (3) 市内に自社またはグループ会社の本社もしくは営業所等があること
- (4) 事業の実施面積が50a以上であること
- (5) 事業を実施した農地等において5年以上農作物の生産を続けること
- (6) 国および道その他団体等の農業参入や規模拡大を支援する事業に、重複して申請を行っていないまたは行わないこと
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)および対象期間は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費(消費税および地方消費税を除いた額とする。)および対象期間欄に掲げる期間とする。ただし、補助対象期間に契約、取得、実施および支出したものに限る。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、同表の補助上限額について予算の範囲内で交付する。

(事業実施計画の認定)

第5条 事業を行おうとする農業参入団体で補助金の交付を受けようとするものは、事業実施計画を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする農業参入団体は、事業に着手する日の60日前から事業に着手した日後30日までの期間内に、別記第1号様式の申請書に別記第2号様式の計画書および次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業にかかる経費の見積書
- (2) 農地の賃借契約書等
- (3) 法人の定款

(4) 法人の登記事項証明書

(5) 市内にある事務所もしくは営業所の所在を証する書類の写し

(6) 函館市民の雇用がある場合にあっては、雇用契約書等の写し

(7) 法人の経営状況を証する書類

(8) その他参考となる書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、計画に係る事業が第3条および第4条に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、認定をし、別記第8号様式の通知書により通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、第2項の規定により認定の申請をした農業参入団体が債務超過の状態にある等の理由により継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、当該農業参入団体にその理由を示したうえで、当該認定をしないことができる。

5 市長は、第3項の認定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業実施計画の変更等の申請)

第6条 前条の規定により実施計画の認定を受けた農業参入団体は、当該認定に係る実施計画に記載された事項の変更または中止するときは、次の申請書により市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(1) 実施計画の変更 変更後の別記第2号様式の計画書および前条第2項の各号に規定する必要書類を添えた別記第3号様式の申請書

(2) 実施計画の中止 別記第4号様式の申請書

2 前条第3項および第5項の規定は第1項の認定について準用するものとし、認定したときは、別記第9号様式の通知書により通知するものとする。

(交付申請および実績報告)

第7条 農業参入団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、当該補助金の交付の対象となる事業年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に、別記第2号様式の実績報告書、別記第5号様式の補助金交付申請書および次の各号に定める書類を添えて、市長に提出し

なければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、一部の書類の提出を省略できるものとする。

(1) 事業の収支決算書またはこれに代わる書類

(2) 購入した農地等のほか、借り受けた農地等がある場合にあっては、その契約書の写し

(3) 函館市民の雇用がある場合にあっては、住民票の写しまたは住民情報閲覧同意書および対象市民常時雇用者の雇用期間、勤務時間、勤務実態等がわかる書類の写し

(4) 事業にかかる経費の領収書

(交付の決定および額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定および額の確定を行い、別記第10号様式の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の調査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の額の確定後において交付するものとする。

(報告)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から5年間の農作物の生産状況について、毎事業年度終了後1月以内に、別記第6号様式により市長に報告するものとする。

(農作物の栽培等の中止の届出)

第11条 農業参入団体は、補助金の交付決定後5年以内に、農作物の栽培等を中止しようとするときは、その理由およびその日をそれぞれ当該事実が生じた日から10日以内に、必要に応じて関係書類を添付し、別記第7号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、農業参入団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すこと

ができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(3) 補助金の交付の決定後5年以内に農作物の栽培を中止したとき
(次に掲げる事由による場合を除く。)

ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額の交付を受けているとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第13条 農業参入団体は、前条第1項各号(第3号を除く。)の規定により補助金の交付の決定を取り消され、同条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費	内容	補助率	対象期間	補助上限額 (事業年度あたり)
土地の賃借料	新たに借用する土地の賃借料（50a 以上）	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	4 万円
土地の購入費	新たに購入する土地の購入費（50a 以上）	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 回	20 万円
土壌改良費	農業参入する法人が耕作放棄地等の土壌を改良するための経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	100 万円
機械および施設の取得に要する経費	農業機械および農業施設を新たに取得する場合に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 回	100 万円
機械の借用（リース等）に要する経費	農業機械を新たに借用（リース等）する場合に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	50 万円

備考

- この表の対象期間の起算については，市内農地の権利を取得した日の属する事業年度または複数の農業者で新たに組織される法人を設立した日の属する事業年度から起算するものとする。
- 土地の賃借料に対する補助金および土地の購入費に対する補助金の交付については，併せて受けることができない。
- 機械および施設の取得に要する経費に対する補助金および機械の借用（リース等）に要する経費に対する補助金の交付については，併せて受けることができない。

4 補助対象とする農業機械については、次のとおりとする。

区 分	農業機械
トラクタ	トラクタ
耕起・耕うん用機械	碎土機，耕うん機，整地用機械，除石機，その他耕起・耕うん用機械
管理用機械	播種機，移植機，施肥機，追肥機，噴霧器，散布機，堆肥管理機，土壌消毒器，培土機，被覆機，空調機，温室装置，除草機，明暗渠用機械，除雪機（トラクタ着脱機器に限る），その他管理用機械
収穫・調製用機械	収穫機，搾乳機，梱包機，選別機，洗浄機，裁断機，牧草調整機,その他収穫・調製用機械
搬送・運搬用機械	搬送・運搬機，昇降機，その他搬送・運搬用機械
畜舎施設関係機械	糞尿自動排出装置，冷却機，給餌機，その他畜舎施設関係機械
その他	市長が認める機械

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	内容	対象期間	補助上限額 (事業年度あたり)
人件費	函館市民の雇用（常時雇用者に限る）がある場合	5 年間	20万円/人 5人分

備考

この表の対象期間の起算については，市内農地の権利を取得した日の属する事業年度または複数の農業者で新たに組織される法人を設立した日の属する事業年度から起算するものとする。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業実施計画認定申請書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

上記の補助事業に関し，事業計画の認定を受けたいので，別紙営農計画書に函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定による関係書類を添えて申請します。

別紙

営農計画書

年 月 日

法人名					
所在地					
函館市への 農業参入理由					
農作物を生産 する農地等	所在地			取得状況	
				済・未	
				済・未	
				済・未	
				済・未	
生産農地	区分	地目	現状（a）		目標（a）
	所有地				
	借入地				
	作業受託				
所有農機具等	名称		購入年	台数	摘要
資金調達	① 自己資金 ② 借入資金 借入先				円 円
生産の目標	作物名		生産目標面積（a）		
事業年度 ※会計期間	月 日 ～ 月 日 ※法人の事業年度の期首および期末を記載				

別記第2号様式（第5条，第7条関係）

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業実施計画書（実績報告書）

年 月 日

1. 土地の賃借または購入

土地住所	面積	賃借期間または購入予定日	金額	事業総額(a) ※補助対象経費	補助金額※1
☐ 賃借 ☐ 購入	a		円	円	千円 ((a)×1/2以内)
☐ 賃借 ☐ 購入	a		円		
☐ 賃借 ☐ 購入	a		円		
☐ 賃借 ☐ 購入	a		円		
☐ 賃借 ☐ 購入	a		円		

※1 補助金額上限 賃借：4万円，購入：20万円

2. 土壌改良（実施期間 年 月 日～ 年 月 日まで）

土地住所	面積	事業総額(b) ※補助対象経費	補助金額※2
	a	円	千円 ((b)×1/2以内)
事業内容			

※2 補助金額上限：100万円

3. 機械・施設等の購入または賃借

施設・機械器具名 規模・数量（㎡・台）	用途	賃借期間または購入予定日	費用 ※税抜き	事業総額(c) ※補助対象経費	補助金額※3
☐ 賃借 ☐ 購入			円	※税抜き 円	千円 ((c)×1/2以内)
☐ 賃借 ☐ 購入			円		
☐ 賃借 ☐ 購入			円		
☐ 賃借 ☐ 購入			円		
☐ 賃借 ☐ 購入			円		

※3 補助金額上限 賃借：50万円，購入：100万円

4. 雇用状況（ 年 月 日～ 年 月 日まで）

	常時雇用者	臨時雇用者	うち補助金対象雇用者 (市内在住常時雇用者)	従事業務内容	補助金額※4
既	人	人	人		千円 ((d)×20千円)
新	人	人	人		
計	人	人	人 (d)		

※4 上限人数：5人

5. 補助対象経費および

補助金額合計

（上の1～4の合計）

補助対象経費	補助金額
円	円

6. 補助事業の完了予定期日 年 月 日

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

上記の補助事業に関し、 年 月 日函農農をもって事業実施計画の認定を受けましたが、その内容に変更が生じたので、認定を受けたく、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号

2. 変更の理由

3. 変更の内容

（補助対象経費）

変 更 前	金	円
変 更 後	金	円

（補助金の額）

変 更 前	金	円
変 更 後		円

（補助事業の完了予定期日）

変 更 前	年	月	日まで
変 更 後	年	月	日まで

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業中止申請書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

上記の補助事業に関し、 年 月 日函農農をもって事業
実施計画の認定を受けましたが、その計画を次の理由により中止したい
ので、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第6条により、申
請します。

記

1. 認定番号

2. 中止または廃止の理由

函館市農業法人参入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

上記の補助事業に関し、 年 月 日函農農をもって事業実施計画の認定を受けましたので、農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 認定番号

2. 申請内容

申請する補助対象経費		補助金の交付申請額	実施時期
区 分	金 額		
	円	円	年 月 ～ 年 月
	円	円	年 月 ～ 年 月
	円	円	年 月 ～ 年 月
	円	円	年 月 ～ 年 月
合 計	円	円	

補助事業の着手日 年 月 日

補助事業の完了日 年 月 日

函館市農業法人参入支援事業費補助金生産状況報告書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業について、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 認定番号

2. 生産状況

報告事業年度	生産物	栽培面積（a）	収量（t）
1 年目 （ 事業年度）			
2 年目 （ 事業年度）			
3 年目 （ 事業年度）			
4 年目 （ 事業年度）			
5 年目 （ 事業年度）			

備考

- 1 複数年の交付がある場合にあっては、1 認定番号別に報告するものとする。
- 2 1 年目に報告する事業年度は、補助金の交付を受けた最初の日の属する事業年度となるよう記載するものとする。
- 3 出荷伝票または生産したことがわかる書類の写しを添付するものとする。

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業中止届出書

年 月 日

函館市長

様

住 所

法 人 名

代表者名

電話番号

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業について、次のとおり中止をしたので、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第11条により届け出ます。

記

1. 認定番号

2. 補助金の交付決定年月日および補助金額（※うち領収済額）

年	月	日	円（	円）
年	月	日	円（	円）
年	月	日	円（	円）
年	月	日	円（	円）
年	月	日	円（	円）

3. 中止の年月日

年 月 日

4. 中止または廃止の理由

函館市農業法人参入支援事業費補助金事業実施計画認定通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日付で申請のあった上記補助事業に係る補助金の事業実施計画について、内容の審査の結果、次のとおり計画を認定したので、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知する。

記

1. 認定番号

2. 補助対象経費および補助金の額

補助対象経費		補助金の額
☐ 土地の賃借料	円	円
☐ 土地の購入費	円	円
☐ 土壌改良	円	円
☐ 機械・施設取得	円	円
☐ 機械借用	円	円
☐ 人件費	— 円	円
合 計	円	円

農業法人参入支援事業費補助金事業実施計画変更（中止）認定通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日付で申請のあった上記補助事業に係る補助金の交付について、内容の審査の結果、次のとおり変更（中止）決定したので、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知する。

記

1. 変更（中止）した認定番号

2. 変更（中止）した補助対象経費および補助金の額

補助対象経費			補助金の額	
区 分	変更前	変更後	変更前	変更後
☐ 土地の賃借料	円	円	円	円
☐ 土地の購入費	円	円	円	円
☐ 土壌改良	円	円	円	円
☐ 機械・施設取得	円	円	円	円
☐ 機械借用	円	円	円	円
☐ 人件費	－ 円	－ 円	円	円
合 計	円	円	円	円

農業法人参入支援事業費補助金交付決定および額の確定通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日付で申請のあった上記補助事業に係る補助金の交付について、内容の審査の結果、次のとおり決定し、その額を確定したので、函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知する。

記

1. 認定番号

2. 補助対象経費および補助金の額

補助対象経費		補助金の額
☐ 土地の賃借料	円	円
☐ 土地の購入費	円	円
☐ 土壌改良	円	円
☐ 機械・施設取得	円	円
☐ 機械借用	円	円
☐ 人件費	－ 円	円
合 計	円	円

農業法人参入支援事業費補助金否交付通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業等の名称 函館市農業法人参入支援事業

年 月 日付で申請のあった上記補助事業に係る補助金の交付について、内容の審査の結果、補助金の交付が不相当と認められるので函館市農業法人参入支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知する。

記

1. 認定番号